

取 扱 製 品 基 準 表



一般社団法人日本電機工業会

一般社団法人 日本電機工業会 取扱製品基準表

昭和 38 年 7 月 12 日 制定
 昭和 44 年 4 月 17 日 改訂
 昭和 46 年 9 月 10 日 改訂
 昭和 56 年 9 月 18 日 改訂
 昭和 58 年 6 月 15 日 改訂
 昭和 60 年 9 月 19 日 改訂
 平成 16 年 12 月 10 日 改訂
 平成 20 年 7 月 18 日 改訂
 平成 27 年 9 月 3 日 改訂
 令和 7 年 3 月 13 日 改訂

この製品基準表は、当工業会で取り扱う製品の基準を定めたものである。

(1) 電力エネルギーの発生から供給までを包含した電力設備とそれを応用した産業システム・機器からなる重電機器全般。

(2) 家庭を中心とした広く消費者の使用に供する、いわゆる白物家電（詳細は別掲）からなる家電機器全般。

を当工業会の取扱製品とする。

表 1 重電機器区分表

表 2 家電機器区分表

表 3 エンジニアリングの定義

表 4 取扱製品表

表 1 重電機器区分表

重電機器 需要分野		重電機器							備 考
		原子力プラント及び機器	新エネルギー発電システム及び機器	電力・産業システム機器				その他の応用機器	
				発電用ボイラ及び原動機	回転電気機械	静止電気機械器具	開閉制御装置		
電力設備	発電	○	○	○	○			○	・ ソフトウェア、エンジニアリング、アフターサービス、物流、現地工事等を含む。
	送変電					○	○	○	
	配電					○	○	○	
	監視・制御					○	○	○	
産業設備	発電		○	○	○			○	
	受変電					○	○	○	
	製造自動化				○	○	○	○	
	動力		○	○	○		○	○	
	その他	○			○	○	○	○	
公共設備	発電		○	○	○			○	
	受変電					○	○	○	
	監視・制御				○	○	○	○	
	その他	○			○	○	○	○	

表 2 家電機器区分表

家電機器 主機能	生活環境・冷暖空調関連機器	調理厨房関連機器	ホームランドリー関連機器	理美容関連機器	家電等ネットワーク機器
冷媒応用製品	○	○	○		機器・機能のリモートコントロール、セキュリティ等
電熱応用製品	○	○	○	○	
電動機応用製品	○	○	○	○	
高周波応用製品		○			

表 3 エンジニアリングの定義

項 目	内 容
1. システム設計	トータルシステム及びサブシステムのソフトウェア、構成機器の計画、選択及び設計、生産管理、試験、検査
2. 現地工事	機器の輸送・保管、調達及び据付、試験、検査
3. アフターサービス	運転、保全
4. その他	1・2・3以外のエンジニアリング

表 4 取扱製品表

※分類区分 A：大分類、B：中分類、C：小分類

重電機器

製 品	備 考
A1. 原子力プラント及び機器	
B1.1 原子力発電用プラント及び機器	・ 次世代革新炉、原子燃料サイクル設備を含む原子力設備及び関連設備機器を含む
B1.2 放射線関連機器	・ 放射線障害防止法の定める加速器等を含む
A2. 新エネルギー発電システム及び機器	
B2.1 太陽光発電システム及び機器	・ 部品・付属品を含む
B2.2 燃料電池発電システム及び機器	・ 部品・付属品を含む
B2.3 風力発電システム及び機器	・ 部品・付属品を含む
B2.4 その他新エネルギー発電システム及び機器	・ バイオマス発電システム、地熱発電システム、太陽熱発電システム等、ならびにそれらの部品・付属品を含む
A3. 電力・産業システム及び機器	
B3.1 発電用ボイラ及び原動機	
C3.1-1 発電用ボイラ	・ 部品・付属品を含む
C3.1-2 発電用蒸気タービン	・ 部品・付属品を含む
C3.1-3 発電用ガスタービン	・ 部品・付属品を含む
C3.1-4 発電用水力タービン	・ 部品・付属品を含む
C3.1-5 その他	・ 部品・付属品を含む
B3.2 回転電気機械	・ 航空機用のものを除く
C3.2-1 直流機	・ 一般用、車両用、独立した励磁機、回転増幅機、電気動力計等を含む
1) 直流発電機	
2) 直流電動機	
C3.2-2 交流発電機	・ 内燃機関の電装品を除く
1) 蒸気タービン発電機	
2) ガスタービン発電機	
3) エンジン発電機	・ 本体部分のみ、車両搭載用含む
4) 水車発電機	・ 可逆式を含む
5) その他の交流発電機	・ 潮力、波力により駆動される発電機及び高周波・正弦波・多周波発電機、通信用交流発電機、交流励磁機、船用タービン・エンジン発電機
C3.2-3 交流電動機	
1) 標準単相誘導電動機	
2) 標準三相誘導電動機	
3) 非標準単相誘導電動機	・ 70W 以上
4) 非標準三相誘導電動機	・ 70W 以上、ビルトイン、水中、振動、変減速用、極数変換、ブレーキ、防爆、船用、車両用等を含む
5) 同期電動機	・ 70W 以上、サイリスタモータ、同期調相機、誘導同期電動機等を含む
6) 整流子電動機	・ 70W 以上

製 品		備 考
	7) 変速電動機	・ 70W 以上
	8) 家庭ミシン用電動機	・ 70W 以上
	9) クラッチ電動機	・ 70W 以上
	10) その他の交流電動機	・ 70W 以上
	C3.2-4 サーボモータ	・ 制御量（方位、位置）の任意の変化に追従するように構成された検出器付きモータ
	1) 直流サーボモータ	
	2) 交流サーボモータ	
	C3.2-5 リニアモータ	
	1) 直流リニアモータ	
	2) 交流リニアモータ	
	C3.2-6 小形電動機	・ 玩具用、時計用を除き、70W 未満の直流及び交流電動機をいう
	1) 小形直流電動機	
	2) 小形交流電動機	
	3) ステッピングモータ	
	4) シンクロ電動機	・ セルシンモータ
	5) その他の小形電動機	・ 交直両用電動機を含む
	6) 超小形電動機（入力 3W 以下のもの）	・ マイクロモータをいう（定格負荷で 300 時間以上の連続使用が可能なもの）
	C3.2-7 回転式電力変換装置	・ 無停電電源装置、電動発電機、周波数変換器等
	C3.2-8 電動機一体機器	・ 製品と電動機が不可分の一体となっているものをいう
	1) 電気ホイスト	
	2) 電気ブロワ	・ 共通軸の三相のものに限る
	3) 電動工具	・ 携帯用で本体重量が 30kg 以下のもの（電池式のものを含む）
	電気グラインダ	・ 携帯用電気グラインダ、卓上・床上・ツールポストグラインダ、アングルプレートグラインダ等
	電気ドリル	・ 電池式のものを除く
	電池式ドリル及びドライバー	
	電気のこぎり	・ バンドソ、チェンソ、ジグソ、丸のこ、その他の電気のこぎり
	その他の電動工具	・ 電気サンダ、電気ポリシャ、電気かんな、ナットランナ、スクリュードライバ、タッパ、ハンドシャ等
	4) その他の電動機一体機器	
	C3.2-9 船用電動機器	・ 電動ウィンチ、ウインドラス、キャプスタン等

製 品		備 考
B3.3 静止電気機械器具		・ 航空機用のものを除く
C3.3-1 変圧器		・ 電子機器に組み込まれるものを除く
1) 送配電用		・ 油入り変圧器、乾式変圧器(モールド、その他)、ガス絶縁変圧器を含む
2) その他		・ 電気炉用、整流器用、負荷時タップ切換形変圧器、昇圧器等
C3.3-2 計器用変成器		・ 計器用変成器 (VT)、変流器 (CT)、変圧変流器、直流変成器等
C3.3-3 電力用変換装置		
1) 系統用電力変換装置		・ 電力会社仕様の変換装置をいう
2) 一般負荷用電力変換装置		
無停電電源装置		
その他の一般負荷用電力変換装置		・ 整流装置、高周波電源装置等 (サイリスタ使用のものを含む)
3) 電動機駆動用変換装置		
インバータ		・ 民生用インバータを除く
汎用インバータ		・ 入力電圧 600V 以下、出力 100kVA 以下の電圧形インバータ
その他のインバータ		
その他の電動機駆動用変換装置		・ インバータ方式以外のもの
4) 蓄電システム		・ 電力系統用、産業用、家庭用を含む
5) 電気自動車用 急速充電器及び 充放電器		
C3.3-4 コンデンサ		・ 電子機器用のものを除く
1) 電力用コンデンサ		
特別高圧用コンデンサ		・ 特別高圧は 7000V 以上
高圧電力用コンデンサ		・ 高圧電力用は 600V 以上、7000V 未満
低圧電力用コンデンサ		・ 600V 未満のもの、電気炉用、サージアブソーバ用、電圧変成器用、コンデンサ電動機を含む
2) 機器用コンデンサ		・ エアコン用、洗濯機用、電子レンジ用、水銀灯用、蛍光灯用を含む
C3.3-5 避雷装置		・ 避雷器の他、放電器、放出保護筒、放電電流記録又は測定用品、衝撃電圧測定装置、中性点接地抵抗器を含む
C3.3-6 リアクトル		・ 消弧・限流リアクトル、そく流線輪・ろ波・分路・直列・陽極リアクトルを含む
C3.3-7 電気炉及び電気加熱装置		・ 炉体 (炉体に取り付けられた付属品を含む)、乾燥炉、塩溶炉、アーク炉、誘導炉、精錬炉等を含む
C3.3-8 電気溶接機		
1) アーク溶接機		
回転式アーク溶接機		・ エンジン式又は電動発電機式のもの (アルゴンアーク TIG 手溶接機、アークスポット溶接機等を含む)

製 品				備 考
			標準自動アーク溶接機	・ 各種反自動アーク溶接機、スタック溶接機等を含む
			直流アーク溶接機	
			交流アーク溶接機	
			特殊アーク溶接機	
			その他のアーク溶接機	・ プラズマアーク溶接機、電子ビーム溶接機、レーザーアーク溶接機等
		2)	抵抗溶接機	
			標準抵抗溶接機	
			特殊抵抗溶接機	
		C3.3-9 電磁石応用機器		・ つり上げ電磁石、電磁振動機、電磁選別機、電磁チェック等
		C3.3-10 がいし、がい管		・ エポキシ樹脂製を含む
		C3.3-11 その他の静止電気機器		・ 接地抵抗等
		B3.4 開閉制御装置		・ 航空機用のものを除く
		C3.4-1 開閉制御装置		
		1)	密閉形ガス絶縁開閉装置	・ 六沸化硫黄等の絶縁ガスを充填した容器に遮断器・断路器等を収納・密閉した配電装置 ・ 母線は含まない、半密閉形を含む
			閉鎖形配電装置	・ 遮断器・断路器等を閉鎖した外箱に収納し、電動機等の開閉・保護機能を備えた配電装置
			特別高圧・高圧配電盤	・ 特別高圧・高圧用の配電装置。コンビネーションスタータ等 ・ 特別高圧とは直流・交流共に 7000V 超 ・ 高圧とは直流で 750V 超 7000V 以下、交流で 600V 超 7000V 以下
			低圧配電盤	・ 低圧用の配電装置。コントロールセンター等 ・ 低圧とは直流 750V 以下、交流 600V 以下をいう
		3)	分電盤	・ 主幹給電線を複数の回路に分岐させ、その電気の入切を行う装置
			産業用分電盤	・ 工場、ビル等を使用することを目的として設計された分電盤
			住宅用分電盤	・ 一般家庭等の電路引込口に設けることを目的として設計された分電盤
		4) 監視制御装置		・ 中央制御盤・電子計算機・現場制御盤・表示盤・監視用センサー等から構成され、受配電等の監視制御を行う装置、電磁式・アナログ式・デジタル式を含む
		5) その他の開閉制御装置		・ 上記以外の開閉制御装置、油・固体絶縁装置、閉鎖形以外の配電盤等
		C3.4-2 開閉機器		
		1) 保護継電器		・ 発・変電機器等の保護を目的にあらかじめ設定した電気量・物理量に応答して被害防止の為に

製 品				備 考
				適切な指令を発する機器、過電流継電器、過電圧継電器、地絡継電器、漏電保護リレー等
		2)	低圧開閉器・制御機器	
			電磁開閉器	・ コンタクタ形電磁継電器、非可逆形・可逆形電磁開閉器、電磁式スターデルタ始動器等
			電磁リレー	・ パワーリレー、ミニチュアリレーなどと呼ばれるヒンジ形リレー、有極リレー等
			プログラマブルコントローラ	・ リレー、タイマ、カウンタ等個々の部品が持つ機能を半導体ロジックによりコンパクトにまとめ、配線をプログラムに置き換えた制御装置
			その他の低圧器具	・ 直入始動開閉器、スターデルタ始動器、クレーン用制御器、ナイフスイッチ、低圧ヒューズ、局数変換開閉器、ヒューズスイッチ等
		3)	高圧開閉器	・ 柱上開閉器、負荷開閉器、断路器、電力ヒューズ、高圧電磁接触器、真空接触器、ガス接触器を含む高圧電動機用制御機器
				・ 高圧は直流で 750V 超 7000V 以下、交流で 600V 超 7000V 以下
		4)	低圧遮断器	・ 過電流・短絡電流等の回路異常等に回路を遮断する機能を持った低圧用装置
			配線用遮断器	・ 過負荷及び短絡保護用の遮断器
			漏電遮断器	・ 回路に漏電があった際に、これを検知して自動的に回路を遮断する機器
			安全ブレーカ	・ 規定以上の電流が流れた際に回路を開くための遮断器
			機器保護用	・ 一般にサーキットプロテクタと称されているもの
			その他の低圧遮断器	
		5)	高圧遮断器	
			ガス遮断器	・ 六弗化硫黄等の絶縁ガスを利用する遮断器
			真空遮断器	・ 電路の遮断が高真空中で行われる遮断器
			空気遮断器	
			油入遮断器	
			磁気遮断器	
			その他の高圧遮断器	
		6)	その他の開閉機器	
			電磁クラッチ	・ 電磁作動により同心軸上にある駆動側から被駆動側に動力を伝達・遮断する機器、電磁ブレーキを含む
		7)	端子等	・ 圧着端子、圧縮端子、しめつけ端子、端子台、コネクタ等

※分類区分 A：大分類、B：中分類、C：小分類

家電機器

製 品	備 考
A1. 生活環境・冷暖空調関連機器	
B1.1 ルームエアコン	・ ウインド形、セパレート形を含む、パッケージ形は除く
B1.2 電気掃除機	
B1.3 ハンドクリーナー	
B1.4 セントラルクリーナー	
B1.5 家庭用フロアポリッシャー	
B1.6 換気扇	
B1.7 浴室換気乾燥機	
B1.8 扇風機	・ 卓上・洋間・壁掛・天井扇等を含む
B1.9 空気清浄機	・ 設置の工事を必要とする製品、電池式の製品、脱臭機能のみの製品を除く
B1.10 電気ストーブ	・ パネル型、スタンド型、オイル式、ハロゲンヒーター、カーボンヒーター、シーズヒーター等含む
B1.11 電気温風機	
B1.12 電気毛布	
B1.13 電気カーペット	
B1.14 電気こたつ	・ あんかこたつ、やぐら・置き・切り・掘りこたつ等を含む
B1.15 加湿器	
B1.16 電気温水器	・ 昼間・夜間電力両用含む
B1.17 電気温水洗浄便座	
B1.18 除湿機	
B1.19 電気井戸ポンプ	
B1.20 循環ポンプ	
B1.21 その他電熱・電動機応用機器	
A2. 調理厨房関連機器	
B2.1 電気冷蔵庫	
B2.2 電気冷凍庫	
B2.3 ワインセラー	
B2.4 電子レンジ	・ オープンレンジを含む
B2.5 電子・電気オーブン	
B2.6 電気炊飯器	・ ジャー炊飯器を含む
B2.7 電子ジャー	
B2.8 電気なべ	・ 電気圧力式を含む
B2.9 ホットプレート	
B2.10 ロースター	
B2.11 電磁調理器	・ IH を熱源とする卓上調理器
B2.12 クッキングヒーター	・ ビルトイン型ならびに据置き型のもので、熱源はIH、シーズ、ハロゲン、ラジエント等のもの
B2.13 ジューサー・ミキサー	
B2.14 フードプロセッサ	
B2.15 電気もちつき機	

製 品		備 考
B2.16	ジャーポット	
B2.17	コーヒーマーカー	
B2.18	トースター	
B2.19	自動製パン機	
B2.20	食器洗い乾燥機	・ 食器乾燥機を含む
B2.21	家庭用精米機	
B2.22	家庭用生ゴミ処理機	
B2.23	その他電熱・電動機応用機器	
A3. ホームランドリー関連機器		
B3.1	電気洗濯機	・ 洗濯乾燥機、電気脱水機を含む
B3.2	電気衣類乾燥機	
B3.3	電気アイロン	
B3.4	ふとん乾燥機	
B3.5	ズボンプレスサー	
B3.6	裁縫用電気こて	
B3.7	その他電熱・電動機応用機器	
A4. 理美容関連機器		
B4.1	電気かみそり	
B4.2	ヘアドライヤー	
B4.3	ヘアカーラー	
B4.4	電気バリカン	
B4.5	電気脱毛器	
B4.6	電気鼻毛カッター	
B4.7	電動歯ブラシ	
B4.8	電気マッサージ器	
B4.9	その他電熱・電動機応用機器	
A5. 家電等ネットワーク機器		
B5.1	ホームエネルギーマネージメントシステム（HEMS）及び機器	・ 部品・付属品を含む
A6. その他の家電機器		
B6.1	家庭用電気芝刈機	
B6.2	家庭用噴霧機	
B6.3	風呂水用電気ポンプ	
B6.4	家庭用タイムスイッチ	